

令和6年度西宮市立学校外国人英語指導助手（ALT）派遣業務提案者募集要項

西宮市教育委員会
教育研修課

1 概要

(1) 件名

令和6年度西宮市立学校外国人英語指導助手（ALT）派遣業務

(2) 業務内容

西宮市立学校外国人英語指導助手（ALT）を派遣し、派遣先の校長の指示に従い、当該校の学級担任等及び英語科教員の指示のもと、ティーム・ティーチングを効率的に行う。

〔詳細は、別紙「西宮市立学校外国人英語指導助手（ALT）派遣業務提案仕様書」（以下「仕様書」という。）の通り〕

(3) 選定方式

公募式プロポーザル方式により提案を求め、提案内容、提案価格、プレゼンテーション等の評価基準をもとに、評価・審査し、受託候補者を選定する。

(4) 業務期間

令和6年4月1日～令和7年3月31日

(5) 見積限度額

60,900千円（税抜）

(6) 契約について

ア 本プロポーザルは、当該事業における事業者の事前選定作業として実施するもので、令和6年度予算が成立した場合にはじめて効力を生じることになる。このため、本契約も令和6年度になってから締結する。

イ プロポーザル結果は、令和6年度から3年間有効とする。令和7年度以降の契約は、前年度の業務内容を審査し、問題がないと判断された場合、該当年度の予算が成立後、毎年度4月に締結する。ただし、派遣人員増等に伴い契約金額が大幅に変わる場合は、再度プロポーザルを行う可能性がある。

ウ 令和6年度予算は、令和6年3月末に確定する。本契約の関わる予算額が確定した結果、仕様書に示した事業規模を変更する場合がある。この際、事業者に対して、西宮市は一切責任を負わないものとする。

エ 審査により選定された事業者は受託候補者となり、細部については西宮市教育委員会と協議、調整を行い、業務委託契約を締結する。なお、(5)で示した上限額については、あくまで見込みであり、当該期間の予算額を保証するものではない。

2 本提案募集に関する問合せ先及び各種書類の提出先

西宮市教育委員会 教育研修課 担当 西畑

西宮市六湛寺町3番1号 東館7階

電話 0798-34-1872

E-mail k_kensyu@nishi.or.jp

3 参加資格要件

プロポーザル方式への参加を希望する者は、次に掲げる資格要件を全て満たさなければならない。
また、プロポーザルに参加した者が契約を締結するまでの間に、参加資格要件を有しなくなった場合は、その時点で失格とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当していないこと。
- (2) 令和5年度西宮市指名競争入札参加資格名簿に登載されていること。
- (3) 西宮市から現に指名停止の措置を受けていないこと。
- (4) 会社更生法に基づく更生手続き開始の申し立てをしていないこと。
- (5) 民事再生法に基づく再生手続き開始の申し立てをしていないこと。
- (6) 西宮市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年西宮市条例第67号）第2条第1号から第3号の規定による暴力団及び暴力団員等が経営する企業若しくは実質的に経営を支配する企業又はこれに準ずる者でないこと。
- (7) 中核市又は政令市において、少なくとも令和3年度から令和5年度の3年間について、外国人英語指導助手派遣業務又はそれに類する業務を受託した実績を有すること。
- (8) 研修体制や管理体制等、十分な業務遂行能力を有し、適正な執行体制を有していること。
- (9) 西宮市の指示に柔軟に対応できること。
- (10) 個人情報について適切な保護措置を講ずる体制を整備していること。

4 全体スケジュール

項目	日程（予定）	備考
① 募集開始（ホームページ）	令和5年12月 1日（金）	市ホームページに公告
② 参加申込書等の提出期限	令和5年12月11日（月）	様式第1号・第2号・第3号
③ 参加申込書等の審査	令和5年12月12日（火） ～12月14日（木）	
④ 提案者選定通知・提案依頼書送付	令和5年12月14日（木）～	様式第4号・第5号
⑤ 提案仕様書に対する質問受付	令和5年12月15日（金） ～12月22日（金）	様式第6号
⑥ 提案書等の提出期限	令和6年 1月 9日（火）	様式第7号他
⑦ 書類審査及びヒアリング	令和6年 1月10日（水） ～1月22日（月）	
⑧ プレゼンテーション	令和6年 1月25日（木）	
⑨ 内定結果通知	令和6年 1月31日（水）	様式第8号
⑩ 契約締結	令和6年 4月	

5 参加申込

本業務のプロポーザルへの参加を希望する場合は、下記の書類を西宮市教育委員会教育研修課担当者宛に郵送又は持参により提出すること。

(1) 提出書類

提出書類	様式	提出部数
① 参加申込書	様式第1号	1部(原本) + 10部(コピー可)
② 会社概要 ※リーフレット等を含む	様式第2号	1部(原本) + 10部(コピー可)
③ 直近3ヶ年の財務諸表 (決算報告書、税務申告書)		1部(原本) + 10部(コピー可)
④ 受託実績	様式第3号	1部(原本) + 10部(コピー可)

(2) 提出期間

令和5年12月1日(金)～令和5年12月11日(月)

受付時間：9時～17時30分

※土日祝及び受付時間外、提出期限を過ぎたものは一切受け付けない。

6 提案書等の作成及び提出

本業務のプロポーザルへの参加を認められた者は、下記の書類を西宮市教育委員会担当者宛に郵送または持参により提出すること。

提案者選定通知及び提案依頼書については、参加申込書審査が終わり次第、随時送付する。

(1) 提出書類

提出書類	様式	提出部数
① 提案書	様式第7号他	11部 (うち社名等を抜いたものを10部)
② その他提案書に記載されている関連資料	様式任意	11部

(2) 提出書類の作成にかかる注意点

ア この提案は別途提供する仕様書等に基づくものであること。

イ 提案書は原則としてA4判横書き(横置き上綴り又は縦置き横綴り)とし、提案書が表紙、裏表紙及び目次を除き、20ページを超えないものとする。また、表紙及び目次を除いて、通し番号(ページ番号)を付すること。

ウ いずれの書類も支障のない範囲で両面印刷としても構わない。ただし、横置き上綴りの様式書類について、見開きの際に上下ページの反転が無いようにすること。

エ 提出書類で社名等を抜いたものについて、社名を「●●」とするなど、提案者が特定されないようにすること。

(3) 提案書に記載する項目

提案書は、別紙「提案依頼事項」に基づき作成すること。

(4) プレゼンテーションについて

- ア プレゼンテーションは、1事業者あたり20分程度(説明15分以内、質疑応答5分程度)を予定。質疑応答終了後の回答内容の変更は不可とする。
- イ プレゼンテーションは、非公開とし、提案書に沿って説明すること。その際、提案書の補足説明資料の配布は認めるが、提案書に記載がない新たな追加提案や追加資料の配布は認めない。
- ウ 必要に応じてPC、プロジェクターの使用を可とするが、スクリーン以外の機材については、各事業者が準備すること。

(5) 提出期間

令和5年12月15日(金)～令和6年1月9日(火)

受付時間：9時～17時30分

※土日祝、12月29日～1月3日及び受付時間外、提出期限を過ぎたものは一切受け付けない。

(6) その他の留意事項

- ア 提出書類は、1応募者につき1提案とする。
- イ 提案に要する諸費用は、全て提出者の負担とする。
- ウ 提出書類の著作権は、提出者に帰属する。
- エ 提出書類の提出後は、差替え及び追加等は一切認めない。
- オ 提出書類は返却しない。
- カ 提案に係るプレゼンテーション及び本市から提案者に対するヒアリング実施について、提出書類の確認後本市担当者から連絡する。
- キ 参加申込後に辞退する場合は、参加辞退届を速やかに提出すること。

7 質問等の受付

提案仕様書等の内容に質問がある場合は、質問書(様式第6号)を以下の期限までに電子メールで提出し送信後は担当者へ電話連絡を行うこと。また、電子メールの題名は、必ず「西宮市立学校外国人英語指導助手派遣業務質問書：(貴社名)」とすること。

(1) 提出期間

令和5年12月15日(金)～令和5年12月22日(金)

受付時間：9時～17時30分

※提出期限を過ぎたものは一切受け付けない。

(2) 回答方法

各質問について、電子メールで随時回答する。質問及び回答内容は、提案参加者全員で共有する。また、取りまとめた上、市ホームページで公表する。

8 審査及び選考等

(1) 審査の流れ

- ア 書類審査及びヒアリング

提出書類を審査した上で、提案内容について教育研修課担当者がヒアリングを行う。

イ プレゼンテーション

提案者によるプレゼンテーションを行い、西宮市学校教育事業審査委員会（以下「事業審査委員会」という。）によって評価する。

(2) 審査項目と評価対象

審査項目	審査内容	配点
派遣会社について	会社全体の概要、派遣実績、派遣業務に関する理念と方針	15点
ALTについて	資質、採用条件、採用方法、指導経験及び指導技量、研修体制及び内容	30点
ALTの管理について	労務管理及び法令遵守、危機管理体制、ALTへの指導体制、市・学校・教員との連携	20点
提案的課題について	ALTの活用、配置計画案、学校教育全般において有効となる独自の提案	25点
価格について	価格	10点

(3) 審査方法及び選定結果

ア 事業審査委員会は、学識経験者で構成される。

イ 評価点の合計が最も高い提案者を受託候補者とする。

ウ 事業審査委員会での評価の結果、最高評価点を獲得した提案者が複数いた場合は、西宮市教育委員会契約審査等委員会の議決により選定する。

エ 選定結果については、全ての提案者に対して合否を問わず個別に文書で通知する。

(4) 失効及び無効

以下のいずれかに該当する場合は、選定の前後を問わず失格とする。

ア 提出期限、提出先、提出方法に適合していない場合

イ 提案額が見積限度額を超えている場合

ウ 提案書類に虚偽の記載があった場合

エ 審査の公平性を害する行為や信義に反する行為があった場合

オ 第3項各号に規定する参加資格要件を満たしていない場合

以上